

# 「小規模事業者等経営サポート給付金」

のお知らせ 岩見沢市

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が激減している小規模事業者や、いち早く影響を受けた宿泊業・飲食業に対し支援を行うことで、事業の継続と雇用の維持を促進します。

給付額	<b>宿泊業・飲食業を営む者</b> 20万円 <b>その他の業種を営む小規模事業者</b> 10万円
支援対象	以下の(1)から(4)の要件をすべて満たす者であることが必要です。 (1) <b>岩見沢市内に本社を有する法人または岩見沢市内に在住する個人事業主</b> (2) 令和元年12月31日までに創業した事業者 (3) 飲食業・宿泊業を営む中小企業者、またはそれ以外の業種を営む小規模事業者 (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのうち、ひと月の売上が <b>前年同月比で20%以上減少</b> している事業者  対象外:個人農業者、医師、歯科医師、助産師、協同組合、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療・宗教・学校・農業・社会福祉法人、任意団体 ※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
受付	<b>郵送での受付</b> 令和3年1月29日(金)まで(消印有効) 提出先は下記参照
	<b>専用特設窓口</b> 令和2年5月11日(月)～令和2年5月22日(金) 土・日曜日含む 午前9時から午後5時まで 場所～北海道グリーンランド ホテルサンプラザ2階(岩見沢市4条東1丁目) ※感染拡大防止のため入場制限することがありますので、ご了承ください。
	<b>郵送での提出を基本とします(下記の必要書類を同封し提出先へ)</b>
必要書類	(1) 申請書 ※押印必要、裏面をコピーまたは市HPからダウンロードしてください。 (2) 2019年分の確定申告書類の写し(月別売上表含む) ※月別売上表のない方は、年間売上を12で除した額を月額売上とします。 (3) 2020年の減収月の事業収入額を示した帳簿等の写し ※様式は問いません。 (4) 通帳の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が分かる書類 (5) 本人確認書類(個人事業主のみ) <運転免許証、個人番号(マイナンバー)カード、住民票等の写し> ※住所が分かる書類
申請要領、申請書のダウンロードは、市HP(緊急情報●事業者の皆さんへ)参照	

## 対象要件(従業員数)

小規模事業者		中小企業者
卸・小売業、サービス業(娯楽業以外)	製造業、その他	<b>宿泊業・飲食業</b>
5人以下	20人以下	<b>100人以下</b>

※業種の区分は、主たる業種(売上が一番多い業種)で判断します

## 提出先

〒068-8686  
 岩見沢市鳩が丘1丁目1-1  
 市役所経済部商工労政課

## 問合せ先

市役所経営サポート給付金相談室  
 電話:0126-23-4111  
 内線564、565、566、567